

平成24年度第2回みやぎ食の安全安心推進会議議事録

日 時：平成24年8月24日（金）

午後2時から午後4時まで

場 所：県行政庁舎9階 第一会議室

1 開 会

2 挨拶（環境生活部 本木部長）

3 議 事

1) 会議の成立

15名の委員のうち、11名が出席し、みやぎ食の安全安心推進条例第18条第2項の規定により、本会議が成立した。

出席委員：小金澤委員(会長)、熊谷委員(副会長)、加藤委員、三浦委員、遠藤委員、官澤委員、阿部委員、佐々木委員、渡邊委員、大山委員、佐藤委員

欠席委員：桔梗委員、相原委員、高平委員、小林委員

2) 会議内容 ※議長は条例第18条第1項の規定により、小金澤会長。

〈 小金澤 会長 〉

では、これから、会議を進めさせていただきたいと思います。暑い日が続いていまして、食の安全安心で言えば、食中毒の心配が出てきますが、宮城県の中では大きな問題が出ていないですが、日頃から皆さん、ある程度、乗り切れているのかなと思います。今日は、放射能の問題も含めて、新しい検査基準が適用されておりますので、検査体制の流れについて皆さんと協議していきたいと思います。では、議題に入りたいと思います。本日は、イは、食の安全安心の施策の実施状況について、ロは、食品の放射性物質の検査状況について、ハは、みやぎ食の安全安心県民総参加運動の取組状況について議題に挙げられていますので、これに基づいて議事を進めていきたいと思います。では、イの食の安全安心に関する施策の実施状況について事務局から御説明をお願いします。

〈 事務局： 宍戸 専門監 〉

それでは、議題（1）のイ、食の安全安心に係る施策の実施状況についての①平成23年度の食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第2期）に基づく施策の実施状況（案）に係る評価について、これと②の食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第2期)に基づく施策の実施状況（案）に係る評価に対する県の対応について一括して説明します。資料1，2，3を使って御説明します。説明に時間を要するかと思いますのでよろしくをお願いします。まず、平成23年度の施策の実施状況につきましては、6月26日の推進会議で御説明しました。その際に、委員の

皆様には施策の達成度について、小分類ごとにA, B, Cの3段階評価をお願いしました。また、委員の皆様の御指摘によりまして、食品に係る放射能対策を大分類の3の後の4として、大分類と区別して評価をお願いしております。その後、皆様からいただきました評価表を取りまとめ、会長に御報告しました。会長には、皆様の評価を基に推進会議としての総評をお願いし、提出いただきました。評価の結果につきましては、これから御報告しますが、御審議いただき、これを踏まえ、食の安全安心の確保に関する基本的な計画に基づく施策の実施状況を完成させ、9月3日に開催する食の安全安心対策本部会議に諮り、9月議会へ報告する運びとなっております。評価は資料1に記載しております。資料2は資料1の概要版となっております。資料3は、皆様からいただきました意見・提言に対する現時点での県の対応等について記載してあります。今回は、大震災により、多くの事業の中止あるいは縮小が余儀なくされている中、あるいは福島原発事故の発生により対応せざるを得なかった事業が発生している中で御評価をいただきました。それでは、資料の1を御覧ください。64ページの次のページに参考資料として、推進会議としての評価があります。こちらを御覧ください。これは、委員からいただきました評価表をまとめたものでございます。A, B, Cの下に記載してある数字は人数です。上段のほうに平成23年度の評価を記載しております。参考として平成22年度の達成度は下段に示しております。なお、大分類3、食の安全安心を支える体制の整備の右にある小分類イ, ロ, ハ, ニは、平成23年度の施策の項目、点線の下のは、22年度の項目名です。これは、小分類項目を平成23年度は細分化したためこのように記載しております。また、小分類ハ、食の安全安心に係る調査研究の充実、震災により事業を中止したため評価対象とはしておりません。今回は、大分類1, 2, 3の次に4食品に係る放射能対策を加え、評価をいただきました。委員のそれぞれの立場からA, B, Cと評価されております。右の端にありますのは、これら評価を取りまとめた推進会議としての総合評価です。

それでは、40ページをお開きください。Ⅲ施策の実施状況に対するみやぎ食の安全安心推進会議の評価でございます。委員の皆様からいただきました評価をもとに、小金澤会長から推進会議の評価としていただきました結果です。全体的にB及びAという評価をいただいております。震災が施策の推進にブレーキを掛けている、放射能問題が推進に大きな影響を及ぼしており、特に放射能については、安全で安心できる食品の供給の確保のためにも生産者の補償を徹底し、検査体制の充実と結果の公表、情報公開の徹底、県民の不安をキャッチする努力、正しい情報を提供する努力が必要、といった内容です。それでは、小分類ごとに御説明します。

1 安全で安心できる食品の供給の確保、(1) 生産及び供給体制の確立、イの生産者の取組への支援につきましては、「B」と評価いただきました。大震災や放射能汚染による支援・計画の中止があったが、継続できた支援があった。これまで続けてきた施策は着実に定着してきている。水産での今後の復興過程での安全対策、エコファーマーや環境保全農業を進める担い手の拡大が大きな課題である。牛のトレーサビリティシステムは現状が評価された、というものです。ロの安全な農水産物生産環境づくり支援につきましては、「A」と評価いただきました。放射能対策として、土壌対策を広く農家レベルに行き渡らせるかが課題となる、震災で衛生状況が悪い中であって、日頃の予防対策により食中毒などの大きなトラブルがなかったことへの評価や、病害虫、家畜伝染病の発生予防について達成していると評価いただきました。また、土壌環境の適正化の推進については、Cd以外に放射性物質も含める必要があると提案され、貝毒検査やノロウイルス対策について復旧後の検査を期待する、といったものです。次、ハの事業者に対する支援につ

きましては、「B」と評価いただきました。(イ)の営業者の自主的な衛生管理体制の整備の推進については多少評価できるが、(ロ)の中間流通業者、販売店等におけるトレーサビリティシステムの構築、(ハ) 外食産業の事業者の自主的な原材料の原産地表示の取組拡大については、効果的な宣伝活動を考えて効果を上げるよう努力すべき。特に、危機感の共有という面で息切れしない取り組みが課題である。(イ)については、震災のため質の低下及び登録件数が減少しているが事業者の意欲は認められる、今後とも参加者への教育を一層強化することが課題となっている。また、原産地の表示に関しては、放射能測定値を付記するなどして安心して地産地消ができる環境づくりが必要である、というものです。次、(2) 監視指導及び検査の徹底、イの生産者に対する安全性の監視及び指導の徹底につきましては、「B」と評価いただきました。全体として施策は十分に浸透しているという評価が多かったが、放射能に汚染された稲わらの対応等についての意見が多く出た、というものです。41ページを御覧ください。ロの事業者に対する安全性の監視及び指導の徹底につきましては、「A」と評価いただきました。事業者は消費者の不安に対し敏感であり対策も取っており、行政もこれを支える体制で、相互の信頼は高まっているが、放射能に対する健康影響を心配し不安を抱いている。魚貝類に対する検査体制の強化という提案やかきの養殖業の再開にあたっての監視指導の強化を求める意見が出ている、というものです。ハの食品表示の適正化の推進につきましては、「B」と評価いただきました。モニタリングも含めて監視体制は整ってきているが、モニターや消費者の意見の反映ルートが見えていないとの評価でした。多くの事業が中止されており、今後の事業の回復強化が課題であり、従来からの事業の継続性を重視してほしい、というものです。

2 食の安全安心に係る信頼関係の確立、(1) 情報共有及び相互理解の促進、イの情報の収集、分析及び公開につきましては、「A」と評価いただきました。情報の収集・分析は達成していると評価できるが、情報の公開が課題である。食品の安全・安心に関する情報の受発信については、今回の状況の下では、ある程度達成できたと評価できるが、放射能に関する情報の分析と提供は、十分評価することは難しい、というものです。ロの生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進につきましては、「B」と評価いただきました。学校給食での地場野菜の利用率の低下についての分析と対策が、消費者の求める安全安心の答えになるのではないかと。また、学校給食の食材の徹底した放射能測定や消費者、生産者が一堂に会した研修会での交流の場の設定を望む、というものです。(2) 県民参加、イの県民総参加運動の展開につきましては、「B」と評価いただきました。東日本大震災の影響を大きく受けた部門であり、事業の中止、縮小等、施策が達成できなかった分野であるが、地道に対応する必要がある、消費者モニターについては、子育て世代の取り込みが課題である、というものです。42ページを御覧ください。ロの県民の意見の食の安全安心の確保に関する施策への反映につきましては、「B」と評価いただきました。消費者から寄せられた110番情報の施策への反映、県民へのフィードバック、放射能を正しく理解するための研修会の開催、地方懇談会の復活並びにテーマの適切な選定が課題である、というものです。

3 食の安全安心を支える体制の整備、(1) 体制の整備及び関係機関等との連携強化、イの食の安全安心対策本部による危機管理及び総合的な対策の推進につきましては「A」、ロのみやぎ食の危機管理基本マニュアル等による迅速な対応につきましては「B」、ハの食の安全に関する調査・研究の充実につきましては、震災のため事業を中止したことから評価の対象から外しております。ニの国、都道府県、市町村との連携につきましては「B」と評価いただきました。県と

しての総合的な体制や緊急対応はできていたが、食の危機管理マニュアルで広範囲な放射能汚染は想定していなかったため、評価しにくい分野である。国との連携についてさらなる強化を望む、というものです。

4の食品に係る放射能対策、(1)安全で安心できる食品の供給の確保につきましては、「B」と評価いただきました。後になって食品の放射能汚染の実態を知らされることが多く、不安が増大する、生産者への補償を手厚くする、安全・安心を確保するためには、検査と結果の情報提供が必要、検査体制の充実といった意見が多く出された、というものです。(2)食の安全安心に係る信頼関係の確立につきましては、「B」と評価いただきました。「健康にただちに影響がない」との対応で信頼関係を構築することは難しい。県南部の放射能測定や除染、給食食材に対する対応など隣県の対策としては遅きに失した感が否めない。消費者は身近で検査したものを信用するので、市町村が自家生産野菜を検査するようになったことは評価できる。県民の不安に感じることの的確に吸い上げ、正しい情報を提供する、放射能関連のアンケートは、各年代・性別・各層の人達に広く意見を出していただくよう工夫すべきという要望が多かった、というものです。(3)食の安全安心を支える体制の整備につきましては、「B」と評価いただきました。放射能に対する検査体制と情報発信の体制づくりの強化と徹底、県・市町村・業界団体の検査と情報公開が連携されることを期待したい、というものです。

以上で、評価についての説明を終わりにしまして、議題(1)のイの②、「平成23年度食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第2期)」に基づく施策の実施状況(案)に係る評価に対する県の対応について御説明します。資料3を御覧ください。1ページから9ページまでの左欄に施策の小分類毎にいただきました委員の皆様の見解・提言を記載し、それに対する県の対応については右欄に記載しております。なお、評価表に御記入いただきました各委員からの御意見・御提言ですが、回答が必要なものに絞らせていただきましたことを御了承いただき、また、時間の関係で各委員全ての御意見・御提言に触れながらの説明ができないことをお許し願います。

1安全で安心できる食品の供給の確保、(1)生産及び供給体制の確立、イ生産者の取組への支援ですが、佐藤委員の「これまで続けてきた施策が着実に定着している。」、遠藤委員の「震災により多くの事業を中止せざるを得なかった状況下で数値目標の減少が最小限であったことは評価できる。」といった意見をいただきました。できるだけ早く通常年ベースの業務を確保し、基本計画に基づいて諸施策を総合的かつ計画的に推進してまいります。加藤委員の「エコファーマーの育成について何らかの手立てを講じる必要がある。」につきましては、その取り組みを消費者へ積極的にPRしたり技術開発を進め、環境保全型農業全体の拡大を目指してまいります。次、ロ安全な農水産物生産環境づくり支援ですが、佐藤委員から「これまでの実績は積み上がっている。放射能対策のうち、土壌対策は除染やカリウム施用などの対策が取られているが、それがどの程度農家レベルに行き渡っているかが課題である。」という御意見をいただいております。県の対応といたしましては、土壌の汚染状況について調査定点を27か所に拡大し、より詳細なデータを収集し、きめ細かな放射能対策の技術指導に努めてまいります。大山委員からは、水産関係について「貝毒検査及びノロウイルス対策について、復旧後の検査をしっかりとってほしい。」との意見をいただいております。県としましては、生産者サイドとの連携の下、きめ細やかに実施してまいりたいと考えております。ハ事業者に対する支援ですが、相原委員から「全体を通して低迷だった。」との御意見をいただいております。(イ)営業者の自主的な衛生管理体制につきましては、大山委員からも意見をいただいております。県の対応といたしましては、HACCPの

導入の相談等にきめ細やかに対応し積極的に推進してまいります。（ハ）の外食産業の事業者の自主的な原材料の原産地表示の取組拡大につきましては、遠藤委員から「放射能の測定値の付記などの工夫」、佐々木委員から「宣伝活動を考えて効果の上がる努力」といった意見をいただきました。県の対応としましては、県産農林水産物検査体制の一層の充実と迅速な検査結果の公表を通じた環境づくり、また県民の利用拡大が図られるよう努力してまいります。3ページを御覧ください。（2）監視指導及び検査の徹底、イ生産者に対する安全性の監視及び指導の徹底ですが、佐藤委員と遠藤委員から放射能に汚染された稲わらの対応について御意見をいただいております。稲わらの一時保管につきましては、全体の約70%が完了しております。国が公表した処理方針の中で、平成26年度末をめどに必要な最終処分場等の設置と、その間、焼却等の中間処理を行うこととしており、国に対して迅速な処理の実現を求めてまいります。また、流通段階においては、飼料製造工場や飼料販売店への立入検査や収去飼料の分析検査を通じ、飼料の安全性の確保に努めてまいります。ロ事業者に対する安全性の監視及び指導の徹底ですが、相原委員から「徹底までには至らなかった。」という意見をいただいております。県の対応としましては、監視計画に基づき進ちょく状況を管理し、効率的な監視指導を実施するとともに、研修会等において生食用食肉の規制や食中毒防止について啓発を行ってまいります。大山委員からは、「かきの養殖業の再開にあたって監視指導を強化してほしい。」との意見をいただいております。今期からかきの出荷予定の処理場等について、早期に関係機関から情報を収集し、シーズン前の状況確認や指導を実施いたします。ハ食品表示の適正化の推進ですが、佐藤委員から「監視体制が整っているのは認める。しかし、モニターを含めて消費者がどこに通報すれば施策に反映されるのか、その窓口が見えていない。食の110番の機能や取扱い対象の拡大が望まれる。」という意見をいただきました。県の対応としては、県のホームページに掲載している食の110番の記載内容について、わかりやすい内容となるよう検討してまいります。

2食の安全安心に係る信頼関係の確立、（1）情報共有及び相互理解の促進、イ情報の収集、分析及び公開ですが、遠藤委員と大山委員から情報発信や情報公開の強化について御意見をいただきました。県といたしましては、迅速で分かりやすい情報の発信、検査結果等の公表に努めてまいります。次、ロ生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進ですが、3名の委員から、学校給食における地場産野菜等の利用割合の低下に関して、食材の徹底した放射能検査を望むといった御意見をいただきました。学校給食の食材につきましては、使用される食材の事前サンプル検査の実施等により今後とも安全を確認してまいります。6ページを御覧ください。（2）県民参加、イ県民総参加運動の展開ですが、加藤委員から「消費者モニターの登録数だけを気にするのではなく、各年代を考慮に入れながら、子育て世代をどう取り込むかを考える必要がある。」との意見をいただきました。県の対応といたしましては、子育て世代のモニター登録数が増加するよう関係各課とも連携を取りながら対応してまいります。ロ県民の意見の食の安全安心の確保に関する施策への反映ですが、佐藤委員から「110番などがどのように施策に反映されたのか、県民にフィードバックすることが重要。」という意見をいただきました。ホームページに掲載している食の110番の内容を改善するなど、県民意見のフィードバックの進め方について工夫してまいります。遠藤委員から「放射能に関して正しく理解するためにも研修会の回数を増やし、特に若い人たちが多く参加できるための工夫が必要。」との意見をいただきました。今後、若い世代が参加しやすい開催方法等を検討してまいります。

7ページを御覧下さい。3食の安全安心を支える体制の整備、（1）体制の整備及び関係機関

等との連携強化，イ食の安全安心対策本部による危機管理及び総合的な対策の推進，ロみやぎ食の危機管理基本マニュアル等による迅速な対応，二国，都道府県，市町村との連携ですが，官澤委員からは，「二の国，都道府県，市町村との連携について，もっとスピード感と明確さがほしい。」という意見をいただいております。県の対応としましては，関係機関との連絡調整等をさらに密にし，得られた違反食品等の情報や調査結果等についてはホームページで公表するなど，速やかな情報提供に努めてまいります。遠藤委員からは，「情報の共有化後の展開が見えない。」という意見をいただきました。県の対応としましては，違反食品や放射性物質汚染疑いの牛肉については，国や該当自治体への情報提供等により，流通防止に努めました。また，放射性物質による食品の汚染対策については，基準値超過時の対応フローを関係各課で協議して定めるなどの対応を取っております。

次，4食品に係る放射能対策，（1）安全で安心できる食品の供給の確保ですが，佐々木委員から「農産物に対する東電の賠償」について御意見をいただきました。遠藤委員からも同様の意見をいただいております。県の対応としましては，出荷制限等となった生産者については，東京電力から迅速かつ適切な賠償が行われるよう請求団体であるJA協議会や漁協等を支援しております。請求団体に属さない生産者についても相談に応じ，東京電力との協議の場を設定するなどして賠償実現に向け支援してまいります。（2）食の安全安心に係る信頼関係の確立ですが，佐藤委員と遠藤委員からは放射能への対応について御意見をいただきました。県としては，信頼関係の確立に向けて鋭意努力してまいります。大山委員からは，「県民の不安を感じることを的確に吸い上げることと，正しい情報を提供することが大切なので，調査と講演会が関連づけて行われるようにしてほしい。」との御意見をいただきました。県といたしましては，調査結果を踏まえた事務局案を推進会議に諮るなどして講演会の内容を決定してまいります。次，（3）食の安全安心を支える体制の整備ですが，官澤委員から「スピード感と県としての明確な判断・指導がほしい。」という御意見をいただきました。関係機関との連携調整等をさらに密にし，対策を講じてまいります。遠藤委員，大山委員からは，「安心安全のための体制整備の強化を望む。」との御意見をいただきました。県の対応としましては，リスクコミュニケーションの充実，検査体制の強化に努めてまいります。

以上が主な意見・提言と県の対応ですが，各委員から頂戴した御意見・御提言につきましては，今年度の施策の推進と来年度計画に反映させることとしております。

以上で，イ食の安全安心に関する施策の実施状況についての全ての説明を終わらせていただきます。

〈 小金澤 会長 〉

ここまでで何か御質問がありますか。

〈 加藤 委員 〉

参考資料について質問します。上段が23年度で下段が22年度ということで，22年度と23年度を併せて，C，達成していないという項目が並んでいる箇所がありますが，2年続けて達成していないとなったところは，指摘された内容が全く違うものなのか。同じだけれども23年度は震災があったので達成しなかったのか。続いてCになっているところがあるので，内訳が分かれば教えていただきたい。

〈 小金澤 会長 〉

ここは各委員の判断で、A、B、Cの評価を何人つけたかということを行っている数字ですよ。

〈 加藤 委員 〉

要するに、22年も達成してないと思ったし、それが23年になっても同じように達成してないと思ったのであれば、実施に至っていなかったという評価になるのではと思ったので。指摘箇所が同じところなのではないかと、ということです。

〈 小金澤 会長 〉

評価は、項目でやっていますから、どのように判断したのかは一人一人が違うので、ここでは分からない。それぞれの判断です。

〈 加藤 委員 〉

細かいところは分からないということですか。

〈 小金澤 会長 〉

評価方法については説明があったと思いますが、小項目毎にやっておりますから、それぞれの委員の判断となります。今のところについて、事務局から何か付け加えることはありますか。

〈 事務局： 宍戸 専門監 〉

小分類の中にもいろんな施策があって、その施策が、私は「良い」、私は「悪い」とあった中で、複数の人が例えば「悪い」といって、翌年度も同じ項目を別な人が見て「悪い」とあるかもしれませんが、細かい事業名までについては、今ここでは分かりかねます。

〈 小金澤 会長 〉

その他ございますか。総評の中で、今、多数意見を見ていただければ分かりますが、Aが突出しているものはなく、Cとついたものはないので、評価の中で比較的多いもので判断したこと、やはり今年のような状況の中でも、日常的なところはやれたということは評価に値する。ただ、放射能に対する安全性に関して評価しようとする、放射能の問題をどうしても同時に入れざるを得ないので、特に稲わらの問題は重要な問題ですから、Aにしなかったという判断をしました。それから評価について今、専門監から説明していただきましたが、皆さんの書いていただいたものをなるべく反映させるような形に工夫しながら、なおかつ新しい文章を入れながら全体評価を作成したという経緯です。以上、説明していただいた形で評価並びに概要版、それから県の対応について何か御意見がございますでしょうか。

〈 大山 委員 〉

確認させていただきたいのですが。評価の総評ですが、総評の付け方を教えていただきたいと思います。といいますのは、例えば、2の(1)のイについては、23年度はAという評価になっていますし、22年度はBとなっていますが、「達成している」の人数は減っていますし、総数が違うので何とも言えないのですが、どういうふうにAの評価をされたのか。単に総評だけを見ますと良くなっているように見えてしまいますので、教えていただきたいと思います。

〈 小金澤 会長 〉

今、申し上げたとおり、今の状況の中で仕事をちゃんとやっていたという評価で、AとBの点数の、Aの「達成している」、Bの「概ね達成している」の数を見直しして、確かに全体として今おっしゃったところではありますが、Aという評価を与えた。そうすると全部Bとなるので。それでは評価にならないので、そういう判断を加えたということを今、申し上げました。それから1の(2)のイについては、数的には多いですが、5と8を足せば13の概ね達成している以上

になりますから、Aと評価してもいいかという判断はありましたが、先ほど言いましたように稲わらの問題があるのでBとしました。

〈 大山 委員 〉

2（1）のイが、BからAに変わったということは、すごく大きいことだと思いましたので、23年度のほうが22年度より良くなっているということなので、改めて聞いてみました。

〈 小金澤 会長 〉

この点については難しいところですが、ここで皆さんが、議論の中で修正してもかまわないのですが。平常時にやってないことも含めて今回はやっておりますので、想定外という言葉が何かということになるかもしれないが、未確認の情報を含めて非常に情報が錯綜する中で、いち早く情報を出す努力をしたことは今までの経緯の中で分かるので、敬意を表すべきことと考えて判断しました。ただ、文言の中で、放射能に関する情報は評価できないとしております。確かにこの状況の中で、ある程度前進したというよりも、非常時においても仕事をしていたということで私は評価したのですが、皆さんがそこまで評価することもないというのであれば、訂正してもかまいません。

〈 大山 委員 〉

そういう意味ではないのですが。この総評だけが一人歩きした場合には誤解をされるのではないかと心配がありましたので、きちんと説明する必要があると思いました。

〈 小金澤 会長 〉

ただ、これは参考資料の総評であって、総評には文言がついてます。先ほど専門監が説明したように、それぞれの評価の中で、Aはどういう根拠でAなのか、Bはどういう根拠でBなのかを全部書いてありますし、概要版においても同じようなことが出ておりますので、単に数字だけを出すような評価はしない。ただ、お手元にある参考資料だけを見ると、心配するのはよく分かりますが、あくまでも文言を加えることで、ここは御了解いただきたいと思います。

〈 大山 委員 〉

ぜひ、そのようにお願いします。

〈 小金澤 会長 〉

その他。

〈 佐藤 委員 〉

資料2も話し合いの対象になっているのでしょうか。

〈 事務局： 宍戸 専門監 〉

説明は資料1と3でしましたが、資料2は資料1の概要版として、ここでは参考という形になるかもしれませんが。ただ、例えば資料2の9ページでは、評価について一目で分かるような形にしているとか、あと、10ページ、11ページは、それぞれの意見、提言が盛り込まれているという中で、詳しくは資料1のほうを御覧くださいといったようなものです。

〈 佐藤 委員 〉

それでは、その関連で1点だけ。資料2の最後のページを見ていただきたいのですが。その中で、4食品に係る放射能対策、（2）食の安全安心に係る信頼関係の確立というところで評価が書いてありますが、実は、一番重要なのは、遠藤委員が書かれた評価と直接関係するのですが、「健康にただちに影響がないという対応では安全安心は得られない。」ということが、一番強くここに打ち出されていると思う。小金澤先生がお書きになった総評の中でも、「信頼関係を構築

することは難しい。」と書いてあるわけで、やはりこの部分は、県としても重大に受け止めていただきたい、ということです。確かに、この表現は県ではなく、国が執拗に繰り返してきた表現ですが、「じゃ、ただちに影響がないなら、将来は影響あるのか。」となるわけで、そういう言い方は私は間違いだと思う。そこはもう少し県としても評価という観点で、ここについては非常に厳しい評価が出たので、きちんと考えて行くんだ、ということ盛り込んでいただきたい。

〈 小金澤 会長 〉

はい。今の件について何か御意見はありますか。

〈 事務局： 宍戸 専門監 〉

ただ今、佐藤委員の「ただちに健康に影響がない」というところが重要ということで、県の取組の部分の文言をどうするか、検討してみたいと思います。

〈 佐藤 委員 〉

お願いします。

〈 小金澤 会長 〉

他に何かございますか。なければ、今のことを御検討いただくことを含めてよろしくお願ひします。では、次の口食品の放射性物質の検査状況について説明をお願いします。

〈 事務局： 赤尾 課長 〉

それでは、食品の放射性物質の検査状況について御説明いたします。資料4を御覧願ひます。食品の放射能検査につきましては、前回の会議で御説明しましたが、生産から消費に至る各段階で検査を実施しております。

1 ページ、県産農林水産物の放射能検査の結果を説明します。今年度4月から7月までの検査結果を説明します。1の精密検査につきましては、県内産農林水産物200品目、1,489点を検査しており、基準値以下が1,397点、全体の93.8%となっております。基準値超過は92点で6.2%で、農産物でブルーベリーの1点、林産物が6品目43点、水産物が9品目48点となっております。食品区分別ですが、農産物につきましては、48品目251点を検査し、ブルーベリーの1点のみが基準値を超過しました。畜産物では、原乳59点を検査し、全て基準値以下となっております。牛につきましては、出荷前に全頭検査を実施しており、7月末までの実績で、県内2か所のと畜場分が6,464頭で、全て基準値以下となっております。林産物につきましては、国の通知に基づき、前年度までの検査実績や他県で基準値を超過した品目等を重点的に選定して検査を実施しております。19品目131点を検査し、基準値以下が88点、67.2%となっております。水産物につきましては、132品目1,048点を検査しており、基準値以下が1,000点、95.4%となっております。2ページですが、設定された基準値ごとに、検査品目数、検査点数、検査結果を食品区分ごとに表にまとめております。下段の2のスクリーニングにつきましては、1,314点を簡易検査しており、1,207点が精密検査の実施目安、1キロ当たり50ベクレル、つまり基準値の1/2以下という結果になっております。精密検査の実施の目安を超過したものにつきましては、精密検査を実施しました。3から4ページは、8月22日現在の国による出荷制限指示及び県の出荷自粛要請の状況です。農産物ではブルーベリー、畜産物では牛、林産物では7種類、水産物で8種類が出荷制限や自粛の対象となっております。前回の推進会議以降、ブルーベリーとアユが新たに自粛要請となっております。5ページは、県内の流通食品の放射性物質検査の状況です。県内に流通する加工食品において年間

200件の検査を実施する予定で、平成24年度食品衛生監視指導計画を策定しました。4月から8月24日までに、県内で製造・流通した食品を簡易検査で30品目、精密検査で79品目、合計109品目を実施しております。全ての品目について基準値を下回り安全性に問題がないことを確認しております。今年度の検査予定として、表の検査対象食品一覧のとおり載せておりますが、ゲルマニウムによる精密検査216件を検査します。6ページは学校給食用食材の放射能サンプル測定の様態です。学校給食に使用される野菜を中心に食材の事前検査を簡易測定で実施しております。検査結果は、7ページにまとめております。検査点数の合計は672点で、全て「精密検査の実施の目安」以内でした。8ページは、農林水産物等の放射性物質検査計画の概要で、今年度第2四半期、7月から9月の計画です。出荷前もしくは出荷時に検査を行う食品として、野菜類や果実類、水産物など92品目、6,281検体、流通食品については15品目47検体の検査を予定しております。9から10ページは、月別種別の計画です。11ページは、平成24年産米の放射性物質検査の概要です。米につきましては、旧市町村、昭和25年時点で194市町村ありますが、出荷開始前に検査を実施します。平成23年の放射性物質検査結果を基に、「全量全袋検査」、「重点検査区域」、「その他の区域」に分けて行うこととなります。「全量全袋検査」については、昨年、1キロ当たり100ベクレルを超える放射性物質が検出された白石市旧越河村の1戸の農家に対し、生産した米の全てを米袋ごとに検査をします。「重点検査区域」は、23年の調査結果等に応じて検査点数を設定して検査します。「その他の区域」は、重点検査区域以外の区域とし、旧市町村あたり3点、作付面積70ヘクタールあたり1点の割合で検査を実施します。検査区域につきましては、12ページになりますが、旧市町村で色分けしております。検査の結果、旧市町村の全検体で基準値以下となった場合、出荷自粛が解除されます。基準値超過となった場合は、出荷制限が指示され、全量管理・検査の後で出荷制限が解除されます。想定検査点数としましては、3,889点となります。13から14ページは、県が保有する測定機器の一覧です。機器の種類、用途、設置場所、台数等についてまとめております。15ページは、住民持ち込み放射能検査受付市町村一覧で、このように県としても検査機器の充実に努めております。

以上、食品の放射性物質の検査状況について御説明いたしました。

〈 小金澤 会長 〉

今の点について、御質問がありましたらお願いします。

〈 遠藤 委員 〉

2点ほど伺います。放射性検査の結果、自粛などの品目が何点か出ていたが、それは完全に流通する前に自粛などの措置が取られているのかどうかということ。それから、市町村に持ち込みの検査ができるということでした。私の聞き間違いでなければ自家栽培のものしかできないという話を聞いた覚えがあるのですが、スーパーで買ったようなものも検査できる状況なのかどうか確認させてください。

〈 事務局： 赤尾 課長 〉

1点目の出荷の自粛ですが、出荷する前に検査を行って、基準値超過の場合は出荷自粛ということなので、その品目については流通することはありません。それから市町村持ち込み検査で、いわゆる市販されている食品を市町村に持ち込んでの検査ですが、委員がおっしゃるとおり、原則、あくまで自家栽培の野菜とか井戸水を受付けており、市販の流通食品については、持ち込まれたときにそれがどういう状況なのか判別が難しいこととか、あくまで簡易検査での持ち込み検

査ということから、一応情報としてはいただくこととなりますが、原則、市町村の持ち込み検査では、流通食品は御遠慮願っているところです。

〈 遠藤 委員 〉

市販されているものを持ち込んだ場合にその対応はかなり難しいと思っているのですが、私もが心配していることを解消するためには、気になったものが測れるという状況は作れないものでしょうか？

〈 事務局： 赤尾 課長 〉

流通品がどういう状態で家庭で扱われて持ち込まれたのか。未開封で持ち込まれたのかいろいろ難しい面もありますので、これからの検討課題になっていくと思います。

〈 遠藤 委員 〉

例えば開封したからと言って放射能に汚染されるということはありませんので、私は多少お金をかけてでも測れるチャンスがあったら、もっと安心できるのではないかと考えております。以上です。

〈 小金澤 会長 〉

基本的に地域の属している放射能の測定ということに重点を置かれておそらく配置されて、だから全部の市町村でやられている訳ではないんですよね。本当は遠藤さんがおっしゃるような通常のを確かめてみたいというのは、一部NPO法人だとか、精度が低いものしか持っていないのですが、あとは一部そういうサービスする機関が出てきてもいいような気がします。ただ、ここで今、提示されている設備との関係とかそういうことを含めると、属地的な放射能の影響に限定するんだと思います。

〈 佐藤 委員 〉

11ページの米のことで、昨年の検査結果をまず教えていただきたいと思います。要するに昨年どれだけ対象が変わったかということを知りたいです。

〈 高橋 農林水産部次長 〉

それでは簡単に。昨年は、要するに何も分からない状況だったので、予備調査と本調査の二本立てで行いました。予備調査134点、本調査381点調査しまして、予備調査でも3か所で検出されました。本調査になったときに100ベクレルを超えた越河地区1か所、その他に45とか23という数字が出たところが8。合計381点のうち旧市町村の8つで数値が出ました。昨年は500ベクレルが暫定規制値でしたので、検査としては全てOKということでした。昨年はそういう状況でした。

〈 佐藤 委員 〉

今回、基準値が厳しくなったわけで、100という数字もしくは半分である50という形でやった場合、去年の試験でいうとどれくらい引っかかってくるのか。

〈 高橋 農林水産部次長 〉

今、ざっと申し上げました経緯で数字を述べたが、100を超えたのが1か所、あと最高値45.2でしたので、引っかかったのは1か所だけということになります。ただ、本調査381点ですので、点数的にはちょっとそれだけではということもあり、それで今年は、国から提案されたのも去年よりは密にということもありましたので、我々としては、ほぼ去年の10倍の地点をやっていく計画にしました。

〈 佐藤 委員 〉

検査について、収穫後の玄米を対象とされていますでしょうか。

〈 高橋 農林水産部次長 〉

はい。

〈 佐藤 委員 〉

その時期的なものとしては、いつ頃を考えているのでしょうか。

〈 高橋 農林水産部次長 〉

要するに、収穫適期になった時点で、農家の作業が始まった一番最初のサンプルをお借りして、検査機関に持って行って測ってという形でしていきます。その間、出荷自粛を一斉に掛けますので、待ってもらってということになります。

〈 佐藤 委員 〉

去年の事例にもありますように、いわゆる早い米、早いということを付加価値にして売ろうという農家がいるわけです。その場合、8月中に稲刈りが始まり、9月始めには出荷をしたいと。自粛の要請というのは去年もありましたが、御本人は自分で検査し、その数値を公表しながら出荷したという事例があります。今年は、その農家の方のところにも県の検査は入るようですが、その場合、通常よりも非常に早いお米に対しては、どのような対応を今年度お考えでいらっしゃいますか。

〈 高橋 農林水産部次長 〉

おっしゃったように、昨年は、若干トラブルがありました。今年はそういうことがないようにということで、基本的には一斉にやらせてもらいたいところではありますが、今のように自分の経営戦略上、少しでも早く出したいという方々については、申し出をいただいて、そのところを最優先といいますか、刈取時期になりましたらサンプルをお借りして支障なくやれるようにということにしております。

〈 佐藤 委員 〉

福島県では、逆に早場米を早く検査することによって、福島の米のイメージ戦略を高めるといふ県としての方針も出ているわけです。やはり消費者としては、とにかくきちんと検査した米を早く入手できるということは非常に大きなメリットだと思いますので、その辺の取組としては十分お考えいただくようお願いしたいと思います。

〈 加藤 委員 〉

先ほどの遠藤委員のお話に関連するのですが、私、宮城県生協連で購買生協におりますので、遠藤委員の言葉は重要だと思っております。そもそも売られているものは基本、きちんとモニタリングであっても検査済みであって、基準値以下のものが売られているということ、それで販売していると。その商品を基準値を超えているのではないかと疑いを持って購入をされるということが、そもそも検査を信頼していないということに繋がると思います。みやぎ生協のあいコープでも独自に民間に検査に出してきちんと間違いのないものを販売していますが、そういう物も疑われるという、なんというか風評被害が風評被害でないような、検査体制に対する消費者の不信感というのは、基準値をきちんと出しているが、それが本当にここに売られているものがそれなのかということになってくると、一生懸命に国や県が様々なところで検査を行って、情報をHPでいろんなところで配信しているが、疑いを持つということが非常にこれから宮城県の農林水産物に対して影響を及ぼすと思うので、何か県が一生懸命やっている検査、いろんなところでやっ

ている検査が、きちんと消費者に大丈夫なんだと伝えていく何か手立てを考えていかないと、ずっと消費者の不安感、不信感というのは無くならないのではと、今、遠藤委員の話聞いて思ってしまった。意見です。

〈 遠藤 委員 〉

全品検査というのは、不可能だということは十分承知しているのですが、抜き打ちで検査をしているので、そこから例えば漏れてしまったことに対する不安もあるのではないかとこの私自身も含めてですが。信頼するとかしないとかではなく、漏れたかもしれないものに対してなので、いつでも検査ができるという制度があれば安心できるのではないかとこの意味を込めてなんです。あと、後日になって実は汚染されていたというニュースが今まであった、去年はあったので、これからはだんだんに少なくなってくるだろうと思いますが、全品検査ができないという現実に対して、安心のためにそういう制度があったらいいのではないかとこの意味で申し上げたところです。以上です。

〈 小金澤 会長 〉

ありがとうございました。何でもかんでも全部検査してもう一回どうしても検査しないと行けないとなると、そういうことをやっている量販店さんは仕事ができなくなってしまいますので、何やっても疑われるということであれば、とことん検査ということになる。やはり各機関がしっかりと、サンプルでしかないと検査し、その中でもちゃんと公表して今回このように出していた地域別のデータ、それから地域の市町村の持ち込みに関しても実情というようなものが、県のホームページをみれば一発で毎回毎回、市町村の状況が見れるようなしくみを作っておく。情報の発信のあり方は、特に昨年度を含めてですが、やはり風評被害みたいなもの、どう情報発信しても出てくるような状況の中では、もっともっと工夫していく努力を今まで以上に智慧を使っていかないと消費者の方に分かっていただくのは難しい状況なのかなということがあります。それから全量検査に関しては、福島でやっていますので、福島の場合は相当ダメージが大きいですから、特に全量を検査、全量できるのに他の地域はやらないのかという形になってくると産地間競争の道具に使われそうな危険性がありますが、そのほか何か。

〈 三浦 委員 〉

先ほど佐藤委員からお話がありましたが、白石市越河村の1戸の農家だけが全量検査をしたということですが、その結果について教えていただきたいと思います。というのは、農家の田んぼは一か所にまとまっているとは限らないと思います。点在していると思います。その1戸の家だけが全部だめになったというのを考えますときに、その家の1年間の努力が水の泡に帰すのではないかと懸念しましたので、今後そういうことが出てきた場合のことも考えますと、ぜひ聞かせていただきたいと思います。

〈 高橋 農林水産部次長 〉

昨年のお話ですね。昨年、調査したところ、対策としては結果としてカリがいいねということになったのですが、その前に福島県で、カリ肥料が極端に少ないとどうも放射能を吸いやすいよなということが分かっておりまして、そういう観点から調べたところ、その農家の田んぼはカリ分が他よりは低かったと。それだけではないかもしれませんが、そういった状況が分かってきました。その近隣の農家の田んぼも調べましたが、やはりその農家だけがそうだったんですね。そういうこともあり、今年はその方は、カリ肥料をちゃんとやるとか他にも必要な対策を取っていただいた上で万全のつもりで作っていただいております。その上で今年全部確認してか

ら出荷するという事で準備を進めております。

〈 三浦 委員 〉

昨年のだめになったお米はどのようになったのですか。

〈 高橋 農林水産部次長 〉

去年は、暫定規制値が500ベクレルだったのでOKなので、だめなお米ではないのですが、どのように扱ったかは担当課から。

〈 農産園芸環境課 齋藤技術副参事 〉

玄米では100ベクレルを超えたのですが、精米した段階では不検出ということでした。そういったことから精米したものについては販売しているということです。

〈 三浦 委員 〉

ありがとうございました。

〈 佐々木 委員 〉

遠藤さんの先ほどのお話についてですが、私たち業界として対応していることを加藤さんも言ってくれましたが、ジャスコやヨークに納める場合、前の日に刻んで検査し、OKが出たものだけが納入されるというシステムで今のところ動いております。その辺について疑われれば大変、困りますが、間違いなくやっております。自主検査もしているところもありますし、市への持ち込みは自家栽培しかだめですが、ただ怖いのは、自家栽培している人が、販売するのはだめと言っているのに持ってきてしまうので、それが大変なんです。県からは、毎日FAXで嫌になるほど流れてきますが、紙がもったいないくらい。それで、荷受けの時点で点検してやっているので、業者を信用していただければ、そういう形でやっているので、安心して買っていただきたい。買った物をもう一度検査する必要はないと思う。

〈 佐藤 委員 〉

今の佐々木委員と遠藤委員に関係するのですが、市販品の範囲が非常に曖昧だと受ける。個人的に心配なのは、キノコのシーズンに入って、例えば道路サイドで個人的にお店を出してキノコを販売しているケースがありますが、そういったものの検査体制は果たしてどうなっているのか。例えばそういったものを山沿いの道路を通ったらキノコが売っていましたが、買ってきました、でも大丈夫かなと思って検査してくださいと言った場合には、それは市販品だからだめですと言われるのかどうか。その方が全部、検査を受けているとは考えにくいわけで、そういったものを我々どうふうに考えたらいいのか。変な話ですが、もし仮に何らかの数字、100とか出た場合に、それに関する出荷自粛とか販売自粛というものは、どうするんだろうというのも不安になりますが、何か対策はお考えでいらっしゃるのでしょうか。

〈 高橋 農林水産部次長 〉

農林水産物は市場出荷が大半ではありますが、直売所も今、盛んになっているので、そういう流通がまたもう一つ大事なルートとしてあるわけで、我々、農林産物の検査をやっているのは、基本的には全てに網を掛けるつもりで、それぞれの旬の季節にそれぞれの地域で検査をすることです。ただ、あくまでもサンプリング検査ですので、一つの町での結果については同じ町だから大丈夫だねということで判断していただきながらやっているということです。そういうことで、先ほど検査計画7月から9月、第2四半期分が紹介されていましたが、そういったものでやっていくと。これは計画ですが、年によってはもっと早めに収穫が始まるものというのもありますので、地域地域で判断していただいて、必要なものからやっていくという現状です。

〈 佐藤 委員 〉

直売所で買ったものも市販品という扱いで検査を受け入れてもらえないのでしょうか。

〈 事務局： 赤尾 課長 〉

市販流通品という言葉を使いましたが、いわゆる加工、製造を終えての流通品と一次製品の直売所ということで、そこら辺は持ち込んだときに、受付の方に説明していただければそういう形での検査を行ってもらえると思います。ただ、その出た値については、あくまでも簡易検査での値ということですので、一つの目安として扱っていただきたいということになります。

〈 佐藤 委員 〉

仮にですが、それで100を超えた数値が簡易検査で出たとします。県ではそれを把握して、再度、精密検査などはお考えですか。

〈 事務局： 赤尾 課長 〉

そうですね。市町村へ貸与している分の検査結果については、原子力対策課のほうへデータが行って、そこでまた条件等によって振り分けて、それによって対応していくということになっております。市町村段階で終わるのではなく、こういうふうな値が出ましたという情報はもらえません。

〈 小金澤 会長 〉

いいですか。どうぞ。

〈 遠藤 委員 〉

私が申し上げたことを補足させていただきますと、佐藤委員が言ったように検査できないことに対する不安があるということで。課長が今おっしゃったんですが、その場でこういう状況なんですと役場に持っていっても、なかなかこういうふうには決まっているからだめですと言われるのが日常だと思います。もう少し検査をできる範囲を広げていただくということで申し上げたつもりなんですが。市町村に持って行ったら、だいたいその点で押し切られてしまう。基本はそういうものまでできないということになると思うんですね。そういう時は検査ができるよ、ということであれば、安心の度合いが広がってくれるかなと思います。

〈 小金澤 会長 〉

はい、どうもありがとうございました。これについては、いわゆる、今、課長さんがフォローしたような形であれば、通常の測定の網の目から外れた物が中にはある、そういう物が出てくる可能性が十分あって、多くの方々は、自分で持ち込んでやっているのですが、毎回毎回やっているのではなくて、そういう意味もあって、疑問点が出る可能性があるし、さっき米のところで、資料12ページの市町村毎の検査方法の中で、重点検査区域にあるように、山間部、特にスポットで入っている場所だとか、放射性セシウムの分布が変な入り方、相当山の中に点々が入っている。今、私、栗原の除染対応をやっているのですが、特にスポットで入っているの、そこだけセシウムがあったりしてびっくりしている。そういうようなこともあって、キノコの放射能が出てくるかもしれないので、そういう意味での意見が出ていますので、そういう対応として、いわゆる山のものに対する市販ルートでチェックを受けていないだろう農産物に対しては、そういう可能性も認めてもらえるかどうかご検討いただければと思います。何でも持ち込むのではなく、従来の生協さんがやっているような通常のルートで基本的にサンプルであってもちゃんとやっているの、やっていること以外のところから出てきた物をつい買ってしまった、そうはいつでも買った物はしょうがないので、やっぱり不安になってしまった、捨てるのはもったいないというの

が出てくるんじゃないかと思ったので。それから、今までの話題の中で、各生産段階、流通段階、卸の段階、それから小売店段階でいろんな検査をしていますね。今年の4月1日の新しい基準に向けて体制を強化してきましたから、それがどんな形で流れているのか、全体像が見えるような情報の発信の仕方ができないだろうか、一つ御検討いただきたい。そのところは今のこういう御時世の中で新たに工夫していくべきことだと思うので、新たな情報発信が見える、そのプロセスをぱっと見て、なぜこういうふうに調査地域を限定しているのか、やはり一般の人たちはなぜなのか分かっていないので、それはやはり、実際のSPEEDIのデータの飛び方とすれば、ここは、福島周辺部ということで分かるんですけど、こっちは奥羽山脈を飛んでいったルートがあったんですね。そして女川から飛んでいったルート、いろんなルートがあったので、相当、山がやられているんですね。そのあたりは丁寧に情報発信していただきたいなと思います。その他ありませんでしょうか。それでは次のみやぎ食の安全安心県民総参加運動の取組状況について説明をお願いします。

〈 事務局： 宍戸 専門監 〉

それでは、みやぎ食の安全安心県民総参加運動の取組状況について御説明します。今年度のみやぎ食の安全安心県民総参加運動の進捗状況は、資料5を御覧いただきながら説明します。まず消費者モニター関係事業について御説明します。食品表示ウォッチャー事業ですが、消費者モニター100名に現在委嘱しております。6月から調査を開始していただき、月ごとに結果報告を頂戴しております。スーパーなどで食品表示のモニタリング調査をしていただいているのですが、6月は延べ200店舗で調査をしまして12件の疑義情報が報告されました。このうち4件については、複数の県で営業している広域業者に関するものでしたので東北農政局に、1件は市町村で営業している市町村域業者に関するものでしたので、該当する市町村に情報を回付しました。残り7件については県の複数の市町村で営業している県域業者に関するものでしたので、食と暮らしの安全推進課で確認調査を実施しました。軽微な違反が認められた5件については、口頭で改善指導を行っております。7月につきましては、延べ196店舗で調査を実施しまして、14件の疑義情報が報告されております。東北農政局に7件、市町村に1件それぞれ情報を回付しまして、県域業者に関する6件について現在調査を進めているところです。次に公正取引協議会試買検査会検査員の募集に係る情報提供については、募集があればモニターだよりで情報を提供してまいります。次に、研修会、講習会です。食の安全安心セミナーを10月23日の火曜日、午後1時半から県庁講堂で、「食品中の放射性物質」をテーマに開催する予定となっております。国の食品安全委員会による講演と参加者との意見交換を行うことで現在、調整を進めております。参加者につきましては、新聞に掲載される「県からのお知らせ」で募集することにしております。なお、モニター研修会は、1月下旬の開催を予定しております。次に、食の安全安心基礎講座の2回目ですが、モニターだよりの第2号に掲載する予定としております。テーマは「食と放射能関係」です。モニターだよりの第2号を発行する予定です。これは7月に実施したアンケート結果も併せてモニター全員にお送りします。次、地方懇談会ですが、「食と放射性物質」をテーマに配慮いただくよう各地方振興事務所農業振興部及び各保健所に依頼しているところです。次に、生産者との交流会及び食品工場見学会につきましては、11月中旬に実施を予定しております。現在、視察先について最終調整を行っております。参加者はモニターだより第2号で募集する予定でございます。次にアンケート調査ですが、7月に実施しました。内容

は、前回に引き続き、食の安全安心と食品の放射能の設問で、消費者モニター765名中412名から回答をいただきました。詳しくは、後ほど事務局から報告事項の中で御説明します。次に、推進会議委員公募につきましては、公募委員2名のうち1名を消費者モニター枠で委嘱するものですが、7月24日に二次審査を実施し、一般県民枠1名とともに最終決定いたしました。応募状況ですが、消費者モニターからは2名の応募がありました。消費者モニターに参加の場を提供するという思惑に反しまして、応募数が思いの外少なかったという状況でした。以上消費者モニター関連事業についてでございます。

次に、取組宣言事業について御説明します。まず、取組宣言事業者の被災状況に関する確認作業ですが、前回状況を説明した後に47業者から回答があり、7月22日現在の回答者数は1,319者となりました。回答率は39.9%となり、前回から1.4ポイントの上昇となり、作業を継続して実施してまいります。次、まるごとフェスティバルが10月13日と14日に開催予定となっておりますが、取組宣言者のうち製造加工業者1者と生産者3者、計4者が出店を予定しており、現在詳細について調整しております。最後に事業実施状況報告ですが、8月22日現在の報告率は38.2%となっており、前回報告から6.3ポイント上昇しております。引き続き報告いただくよう進めてまいります。以上で、県民総参加運動事業の現時点における進捗状況の説明を終わります。

〈 小金澤 会長 〉

はい、どうもありがとうございました。何か質問は。一つだけ、取組宣言に関して、ある程度、時期を決めないと。それから、いわゆる所在不明とか未回答の部分と、年1回の年度末の実施状況の確認をするのと両方あるかと思いますが、そのあたりをどちらかに整理しないと。今の段階で連絡のないものに関してどうするか、取組宣言の信用度もなくなってしまいますので、回答率が39%位と低いので、何か考えていかないといけないのかなと思います。その点はいかがですか。

〈 事務局： 宍戸 専門監 〉

はい。前回の6月の報告からほんの少ししか上がっていない状況でして、いつまでもこれを続けていくわけにもいかないので、ある程度区切って、その次の段階というふうに考えております。

〈 小金澤 会長 〉

その他ありませんか。皆さん方に協力いただくようなことを含めて、よろしく申し上げます。それからセミナーですが、この会議は第2回で、今のメンバーでは最後の会議で、新しい委員は、9月1日に委嘱があつて、次の第3回の会議は来年2月ということなので、そういう意味で10月23日のセミナーは、実質的にもう一つの会議ということなので、参加をよろしく申し上げます。それでは、報告にいきます。

〈 事務局： 菊地 課長補佐 〉

はい。それでは事務局から、先月7月に実施いたしました「みやぎ食の安全安心消費者モニターアンケート調査」の結果について御報告いたします。資料の6を御覧ください。まず、対象者ですが、7月1日現在のモニター登録者、計765人全員に対して、7月2日に調査票を一斉送付しております。このうち、7月中に御回答いただいた計412人の方々の結果を集計・分析しております。回答率は53.9%になります。昨年9月に実施いたしました前回調査の回答率は58.6%でしたので、4.7ポイントの減となります。次に、回答者の属性ですが、男女別で

は、男性が106人、25.7%、女性が280人、68.0%と、女性が7割弱となっております。年代別では、60代が117人、28.4%、70代が95人、23.1%で、60代と70代で全体の51.5%、半数以上を占めております。未成年の家族の有無については、「あり」が110人、26.7%、「なし」が267人、64.8%となっております。では、結果の概要について御説明します。時間の関係上、掻い摘んで御説明させていただきます。

先ずローマ数字Ⅰの「食と放射性物質について」です。前回もほぼ同様の設問で調査いたしております。2ページ問1から4ページ問3にかけては、放射性物質への関心についての設問です。9割弱の回答者が、放射性物質を「非常に」または「ある程度」気にしており、その理由も、人体への影響の不安、検査結果・検査体制への不安、基準値そのものへの不安など、幅広いものになっております。5ページ問4では、不安を抱えている食品として、「魚介類」及び「きのこ・山菜類」と、現在、出荷制限指示や出荷自粛要請を受けているものが高くなっております。6ページ問5では、一般食品の新たな基準値について尋ねましたが、認知度は6割弱となっております。7ページ問6は新基準値について設問ですが、「基準値以下の食品なら安心」よりも、「基準値以下でも不安」が若干上回っています。ここで資料の訂正をお願いします。問6設問下の説明文の2行目、昨年度は、「基準値が低すぎる」、3行目の「基準値が高すぎる」と記載しましたが、これは基準値ではなく、暫定規制値の誤りですので、お手数ですが訂正をお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。前回調査では、「暫定規制値が低すぎる（厳しすぎる）」との回答よりも、「暫定規制値が高すぎる（甘すぎる）」との回答が圧倒的に高かったのに対して、今回は、「基準値が低すぎる（厳しすぎる）」が若干増え、「基準値が高すぎる（甘すぎる）」が減少しており、新たな基準値を冷静に受け止めようとする傾向は窺えるものの、その一方で、「よくわからない」とする割合が、前回よりも8.1ポイント高くなっており、放射性物質に対する漠然とした不安感は払拭されていないと考えられます。8ページ問7では、放射性物質の検出結果や出荷制限・解除に関する情報については、3分の2弱の方が確認しており、9ページ問8では、その確認手段は、新聞、次にテレビ・ラジオの順になっております。また、前回と比べて、店頭表示による確認が6.5ポイント増えております。10ページ問9では、基準値を超える放射性物質が検出された場合の対応について訊いておりますが、6割以上が「その農畜水産物については、他の産地のものを購入する」とし、「その産地の全ての農畜水産物について購入は控える」、「その農畜水産物については、他の産地のものでも購入は控える」を大きく上回り、比較的冷静に対応することがうかがえます。その一方、一度基準値を超えた後に、基準値以下あるいは不検出となった食品への対応について、11ページ問10で尋ねておりますが、「検出されていても基準値以下なら食べる」はやや低く、「不検出であれば食べる」とした回答が一番多くなっており、一度基準値を超えてしまった食品に対する不信感の強さが現れております。12ページ問11の、原発事故後の食品購入行動の変化については、「産地表示を必ず確認するようになった」、「復興支援のため、宮城県産のものを積極的に買うようになった」が高い一方、「宮城県産以外のものを買うようになった」、「国産より外国産を買うようになった」は低く、これについても比較的冷静な対応がなされているようです。

次に、ローマ数字Ⅱ「食の安全安心について」の結果概要を御説明いたします。これについては、例年同様の設問で実施しております。先ず、食の安全安心全般についての不安に関し、17ページ問15、18ページ問16で訊いたところ、回答者の8割が不安を感じており、項目としては「残留農薬」、「環境汚染物質」、「家畜伝染病」、「残留抗生物質」の順となっております。

す。21ページ問18では、食品の安全性を確保するためには重要だが、実際に十分行われていないと認識されている取り組みとしては、「違反、事件、事故の速やかな情報公開」、「輸入食品の検査体制の強化」、「食に関する正しい情報の提供」、「食品の衛生・監視指導の強化」の順となっており、情報公開に関する意識が依然高くなっております。24ページ問20では、食の安全安心に向けて県が取り組むべきこととして望むことを訊いたところ、「安全な農水産物生産環境づくり支援」、「生産者に対する安全性の監視及び指導の徹底」、「食関連事業者に対する安全性の監視及び指導の徹底」、「生産者の取り組みへの支援」、「食品表示の適正化の推進」が多く挙げられております。26ページ問21の、県からの情報提供についての満足度は、「十分である」と「概ね十分である」が合わせて3割強、「どちらともいえない」が約4割、「あまり十分でない」と「十分でない」が合わせて3割弱となっております。県からの情報提供については、第2期基本計画で、「十分」及び「概ね十分」と感じるモニターの割合を、平成27年度で70%と目標設定しておりますので、今後はより一層、きめ細やかな情報提供に努めてまいります。県から知りたい情報としては、27ページ問22で、「食の安全安心の確保に取り組んでいる生産者・事業者の紹介」、「国や県が行っている対策や事業」、「食中毒や自主回収等」、「食品表示の見方」の順となっております。以上、駆け足になりましたが、平成24年度消費者モニターアンケート調査結果の御報告とさせていただきます。これらの貴重なデータにつきましては、さらに詳細に分析した上、関係各課と共有し、今後の施策実施や事業計画に反映させてまいります。事務局からは以上でございます。

〈 小金澤 会長 〉

ありがとうございました。このアンケート調査結果はホームページで公開するのですか。

〈 事務局： 菊地 課長補佐 〉

はい。若干時間を頂戴し、必ずします。

〈 小金澤 会長 〉

貴重なアンケートですが、母集団がモニターということ承知いただいた上で、何か御質問があればお願いします。

〈 加藤 委員 〉

「情報が行き届いていない」というモニターの回答がありますが、モニターすらそう思っているのだから、一般の県民はそれ以上に情報が知り得ていないと理解したほうがいいのかなと思えました。それから、新規にモニターだよりを始めると言うことですが、モニターだよりもホームページ上で公開されるものでしょうか。多くの県民にモニターだよりが出ているということを伝えていけば、モニターだよりに掲載している情報がイコールで伝わるという流れになるので工夫をよろしくお願いします。

〈 事務局： 菊地 課長補佐 〉

創刊号は5月31日に発行し、既にホームページに掲載しております。さらに内容を充実させていきたいと思っております。

〈 小金澤 会長 〉

その他ありますでしょうか。

〈 三浦 委員 〉

アンケートの年代が60代、70代ですが、モニターを介して若い方たちの一般消費者を対象にしたアンケート調査に変えていったらどうかと思います。モニターさんは知っている何人か

の若い方に頼んで書いて送り返してもらおう。モニターさんはいろいろ勉強しているので、ある程度立派な回答が出てくるので、一般消費者を対象に調べるように努力したほうがいいのではと思いますので。

〈 小金澤 会長 〉

ありがとうございます。小さいお子さんを持っていて、これから30年セシウムとつきあわなければならない世代にとってどうなのか、モニターは継続していいと思いますが、今後、検討をお願いします。その他ありませんか。それでは、アンケートについて終わらして、その他について、事務局から何かありますか。よろしいですか。特になければ、それでは、今期、このメンバーで会議をするのは最後なので、メンバーの中にはお辞めになる方もいらっしゃると思いますが、去年、一昨年を含めた2年間、特に東日本大震災という今まで私たちが体験していないことが起き、それに伴う安全安心の情報の出し方、受け方について私たちが想定しておりませんでした。そういうことを含めて、今期を振り返って皆さんから御意見をいただいて終わりにしたいと思います。熊谷さんの方からお願いします。

〈 熊谷 委員 〉

今までになかった問題が出てきて、考えさせられました。安全安心の推進委員として頑張っに行かなければいけない時期と思いました。若い人が参加していただければいいなと思います。ありがとうございます。

〈 加藤 委員 〉

食の安全は、福島原子力発電所の事故が起きなければ、震災の復旧だけで済んだのに、放射能とずっと向き合っに行かなければならないということで、私の希望としては、この推進会議だけでなく宮城の食に係る審議会は、風評被害をどうしたら払拭できるかを横断的に取り組んでいかなければ。生産者対消費者という構図になっては絶対いけないと思うので、県民全てが被害者という立場で生協として様々な生産者と関わっているので、これからも生産者を応援していく立場で委員として、引き続き頑張っていきたいと思います。よろしくをお願いします。

〈 三浦 委員 〉

食は私たちの命だということを頭から離してはならない。生きるためには食べなくてはならないということで、この会議は大変重要な会議ということを認識していますが、会員に事細かな食の安全安心に対する話ができなかったことは非常に残念ではございますが、食は命であるということ会員全員に浸透させていって、自ずから自分の命を守るための努力をしていきたいと思えます。お世話になりました。

〈 遠藤 委員 〉

委員として努めました2年間は、通常とは違っているのかなと思っていますが、県の施策など各方面の方から勉強させていただきました。放射能問題が起きて、いろんな方がいらっしゃるの、施策に生かせる委員会であってほしいと思いました。ありがとうございます。

〈 官澤 委員 〉

今回2回目の出席で、この場に慣れるということはまだ発言はしていませんが、次回も委員ということでよろしくをお願いします。放射能問題ですが、モニターアンケート調査結果報告を見て少し安心したのですが、事務局が冷静な対応という言葉を使っている部分と、ただそうは言っても放射性物質に対する漠然とした不安は払拭されていないという言葉がありますので、当然、生産者サイドで一所懸命やっておりますが、その辺の対応をよろしくお願ひしたいと

思います。

〈 阿部 委員 〉

私もこれで2回目の参加です。これからも参加させていただきますので、よろしくお願いします。

〈 佐々木 委員 〉

この会議に出席して大変勉強になりました。県の方も本当に苦労しているのを実感しました。大変お世話になりました。

〈 渡邊 委員 〉

加藤委員がおっしゃったように、福島事故が収束しないうちは、いつでもこの会議はこの問題に絞られるのかなと思っております。いつ収束するか分かりませんが、早く収束すればいいなと思いました。大変お世話になりました。

〈 大山 委員 〉

去年からの放射能の問題で、ますます食の安全安心の言葉が重くて、一層課題になってきていると思います。それと同時に宮城の豊かな食材、地産地消が進められてきたにも拘わらず、それを排除しようとする動きが出てきているのが一方であると思います。それをうまく繋ぎながら、生産者と消費者が宮城の食を食べていくことができるようになればいいなと願っております。どうぞこれからもよろしくお願いします。

〈 佐藤 委員 〉

先ほど遠藤委員がおっしゃったように、放射能の問題が出たために、この会議の性格が大きく変わった。三浦委員がおっしゃったように食は命なので、安全安心は当たり前のことで、当たり前のことを追求していくために何をするのか、放射能であろうが残留農薬であろうが食中毒であろうが基本は同じだと思います。ただ、非常にやっかいな物が加わったということで、ただ水に流せば済むということではないし、分解しないし、ただ単に30年かかって半減していくだけということで、ずっと長くつきあいながら、どのようにしてこの状況をクリアしながら、我々も、そしてまた子供や孫にどのように食の安全安心を伝えていくかということを検討していくという、ある意味、この会議がようやく本領を発揮するような場面が来ているわけで、今後とも小金澤先生には、いろいろと御苦勞をお願いするかと思います。引き続きよろしくお願いします。

〈 小金澤 会長 〉

ありがとうございました。委員から意見をいただきましたので、またこの意見を踏まえながら会議を進めていきたいと思っております。次回は、先ほども言ったように2月になるので、放射能の問題はまだまだ10月位が山になってくると思っておりますが、何か起きたらそれなりの対応をしなければなりませんので。また、10月のセミナーの時が集まる機会になるかと思っております。その後、事務局からまた連絡があるかと思っておりますので、よろしくお願いします。以上、これで議事的一切を終わりにします。後は事務局をお願いします。

〈 事務局： 石川 総括 〉

それでは、ここで今期委員に対し、部長の本木より御礼の言葉を申し上げます。

〈 本木 部長 〉

熱心に御討議いただいた上に、2年の長きにわたって、いろいろと新たな課題にも取り組んでいただきました。とても変則的で、会長からもあったように8月ということで、多くの方には、引き続き御協力をいただけるものと思っておりますが、とりあえずけじめとしての御礼を申し上げ

げたいと思います。

5期という期間は、今の議論のベースになっている第2期計画作りをやっていただいたのが、大きな成果だと思っております。あと放射能の問題だと思えます。今、2時間にわたる議論を聞かせていただいて、情報発信の工夫というのもこれからもっともっと知恵を絞らなければと思っております。実は業界を上げて去年から取り組んできて、今年度に入って、手前味噌で言えば、だいぶ検査を含めた体制作りをしてきました。でもやはり100%ということはないんだと思えます。そうするとどこかで皆さんのやっていることを信頼しようという気持ちが出ないとこれは収束というわけにはいかないのだと思えます。それをどういうふうに作り上げていくのかということとはモニターのアンケートにあるのかなということは今、お聞きして感じておりました。これからも皆さんからも御意見・御提言、いただいた知恵を施策に活用して、一生懸命やっていきたいと思っておりますので、引き続きの御協力方をよろしく申し上げます。最後になりますが皆様の御健勝を祈念いたしまして、御礼の言葉とさせていただきます。本当にありがとうございました。

〈 事務局： 石川 総括 〉

以上をもちまして、会議を終了いたします。本日は、活発な御協議、本当にありがとうございました。